

事務連絡  
令和4年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

### 乗客の車内への置き去り防止の徹底について

通園通学等に係る幼児等の送迎については、静岡県牧之原市における事案を受け、令和4年9月13日付け事務連絡「通学通園等に係る幼児等の送迎における留意事項の周知依頼について」により、幼児等の乗車時及び降車時における車内点検の徹底等について、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者並びに道路運送法第78条3号の有償運送の許可を受けた幼稚園等へ周知しているところ。

今般、沖縄県内の一般乗合バス事業者が運行終了後、バス車内に乗客の小学生を置き去りにしたという事案が発生し、当該小学生は自力で窓ガラスを開けて車外に脱出したため、大事には至らなかったものの、状況によっては人命に関わる事態となったところである。

このような事案の続発は、旅客運送の安全性に対する国民からの信頼を大きく揺るがすものとなるため、通園通学の幼児等の送迎であるかに関わらず、乗客等の車内への置き去りを防止するため下記の措置を徹底するよう管内の一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者並びに交通空白地有償運送を行っている自家用有償旅客運送者に周知されたい。

### 記

- 運行終了後及び帰庫後に全座席の点検を実施する等車内への乗客の置き去りを防止するために必要な措置を改めて徹底し、現在の車内確認の実施方法について再点検すること。
- 上記確認や点検については、複数の人員で実施する等の確実な実施方法に加え、乗客の置き去り防止の観点から車庫内での車両の保管方法について検討すること。